

## 令和2年 第9回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和2年10月26日（金）15時00分から15時30分
2. 開催場所：宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	○
11	岡村 宏一	—	12	中野 勝栄	○
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

### 4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第26号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4		報告事項

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	井上 正己
	事務局次長兼産業観光課副課長	菅原 隆行
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	伊与泉 勝
	農地調整担当主事	小林 美香

## 6. 会議の概要

### ◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒や換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席議員は13名、欠席委員は1名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和2年第9回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「■番■■■■委員」と「■番■■■■委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の田1筆で面積は548㎡でございます。譲渡人、譲受人ともに■■■■■にお住まいの方です。権利の移転形態は所有権移転です。詳細につきましてはお手元の議案書並びにモニターをご参照ください。

本申請の経緯についてですが、申請者である譲受人はかねてより当該農地の隣地を耕作してきました。本申請の譲渡人と譲受人は同級生の間柄で、申請地について譲渡人自身で耕作を続けていくことが難しいと相談があったため、所有権移転を行い、譲受人自身の農地として耕作するために、今回の申請となりました。農地を農地として譲り渡すことから、本件は農地法第3条の許可申請に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■■■から東に300メートル程の、東武伊勢崎線沿いに位置しています。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。農地取得後は隣地と同様に水稻の作付けをする計画となっております。

申請地の現況につきましては以上です。次に、譲受人の耕作状況についてご確認頂きます。今回の譲受人の経営農地は町内に19筆ございます。総面積は7,068㎡でございます。事前に事務局で農地を全て回り現況は確認しておりますが、皆さまにも耕作状況をご確認していただきます。

(現状の確認)

以上で譲受人の耕作地の説明は終了です。最後に農地法 3 条 2 項に基づく判断基準 5 点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の 1 点目は全部効率利用要件です。これは持っている農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。

2 点目は面積要件です。権利取得後の経営面積が下限面積である 5,000 m<sup>2</sup>を超えている必要があるという点です。申請地取得後の譲受人の経営農地総面積は 7,616 m<sup>2</sup>となります。

3 点目は農作業常時従事要件です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間 150 日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、年 150 日従事と記載されておりました。

4 点目は農業生産法人の要件についてであり、今回は該当ございません。

5 点目は地域との調和要件でございます。この要件につきましても、現在、申請地周辺で農作業に従事しており、地域での取り組みを遵守していることから、特に問題ございません。

以上の観点から、農地法 3 条 2 項の各号の許可要件を全て満たしていると考えます。以上で「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくをお願いいたします。

(■番■■■委員)

■番■■■です。事務局と現地確認をしてきましたが特に問題はございません。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

(■番■■■委員)

■番地区担当の■■■です。申請の流れに関しては、土地所有者の維持管理が出来ないという事で譲受人に相談したそうです。譲受人にはまだ田を耕作する能力があるということなので問題ないと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の畑と田1筆ずつで面積は合計466.58㎡でございます。譲受人は■■■■■にお住まいの方で、譲渡人は■■■■■にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は■■■■■のアパートにて■■■■■で生活しておりますが、子供の成長とともに手狭となってきたことから今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用地区域外の農地であるので、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■の南東、■■■■■の南西に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が3筆ございますが、そのうち1筆は譲渡人の所有農地で、残り2筆の所有者から同意はいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は新設コンクリートブロック4段の内積みを用いて行います。生活排水は、合併浄化槽を設置し、前面北側町道の道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、内積みコンクリートブロックで対応しておりますので問題はございません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■委員)

■番■■です。事務局と現地確認をしてきましたが特に問題はございません。ご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■委員)

■番地区担当の■■です。特に問題はないと思います。よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして日程第5「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が10月12日となっております。12日までに、4条届出はなく、5条届出が3件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和2年第9回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和2年11月25日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印